

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行令及び道路運送車両法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行令（平成十九年政令第二百九十七号）（抄）（第一条関係）…………… 1

○ 道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）（抄）（第一条関係）…………… 2

○ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行令（平成十九年政令第二百九十七号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>2 （略）</p> <p>（軌道事業の特許を要する軌道運送高度化実施計画等の認定の申請）            第一条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第九条第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）<u>、第二十七条の三第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）</u>又は第三十条第三項の認定（軌道法（大正十年法律第七十六号）第三条の軌道事業の特許を要する軌道運送高度化実施計画、地域公共交通再編実施計画又は新地域旅客運送事業計画に係るものに限る。）を受けようとする者は、申請書に国土交通省令で定める書類及び図面を添えて、地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。</p>	<p>2 （略）</p> <p>（軌道事業の特許を要する軌道運送高度化実施計画等の認定の申請）            第一条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第九条第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）<u>又は第三十条第三項の認定（軌道法（大正十年法律第七十六号）第三条の軌道事業の特許を要する軌道運送高度化実施計画又は新地域旅客運送事業計画に係るものに限る。）</u>を受けようとする者は、申請書に国土交通省令で定める書類及び図面を添えて、地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。</p>

○ 道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案			現行								
<p>（権限の委任） 第十五条（略） 256（略） 7 第二項の場合において、次の表の上欄に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>（権限の委任） 第十五条（略） 256（略） 7 第二項の場合において、次の表の上欄に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四十一条第三項及び第四項（これらの規定を同法第四十三条第五項及び第八十一条第二項、タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第五十二条第二項、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二十七条の六第七項並びに特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第</p>	<p>道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四十一条第三項及び第四項（これらの規定を同法第四十三条第五項及び第八十一条第二項、タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第五十二条第二項並びに特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第十七条の三第二項において準用する場合を含む。）並びに貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八</p>	<p>国土交通大臣</p>	<p>国土交通大臣</p>	<p>自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長</p>	<p>自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長</p>

(略)	十七条の三第二項において準用する場合を含む。)並びに貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第三十四条第三項及び第四項(これらの規定を同法第三十五条第六項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。)
(略)	
(略)	
(略)	十三号)第三十四条第三項及び第四項(これらの規定を同法第三十五条第六項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。)
(略)	
(略)	